

パナソニック松愛会 兵庫西支部
会員のみなさまへ

Panasonic

75歳で大きく変わる健康保険

～何が変わる？知っておきたい後期高齢者医療制度～

2020年7月

パナソニック保険サービス株式会社
Panasonic Insurance Services Japan Co., Ltd.

- ①お話は、タイトルに★があるスライドにしぼり、進めて参ります。
(★以外の記述は、お時間のある際にご覧下さい。)
- ②特にお伝えしたい所は強調しています。
- ③お話の途中、ページ数をお伝えします。
進み具合は、ページ右上の数字との照合によりご確認下さい。

75歳で大きく変わる健康保険

～何が変わる？知っておきたい後期高齢者医療制度～

はじめに

- (1) 制度について
- (2) 保険料について
- (3) 給付内容と自己負担について
- (4) 結論 何に備えれば良い？

ご参考：問合せ窓口 など

はじめに

弊社の使命

The screenshot shows the website for Panasonic Insurance Services Japan Co., Ltd. The page title is '事業概要' (Business Overview). The main content area is divided into two sections: '使命' (Mission) and '役割' (Role). The '使命' section states that the company provides '安心・安全' (peace of mind and safety) through insurance risk management services. The '役割' section lists three key roles: acting as a damage insurance agent, providing disaster relief, and developing insurance products tailored to the Panasonic Group.

事業概要

使命

私たちは、パナソニックグループの事業場と従業員・OBの皆さまに、保険リスクマネジメントサービスを通して、「安心・安全」を提供いたします。

役割

- 損害保険代理店として、保険コンサルティングを通して、「安心」を提供いたします。
- 防災支援など、事故未然防止活動により、「安全」を提供いたします。
- パナソニックグループに適した保険商品の開発と保険料の低減に取り組めます。

Right sidebar menu items:

- 会社概要
- ごあいさつ
- 事業概要
- 事務所一覧
- 沿革
- 一般事業主行動計画
- 取引先保険会社等一覧

(出典：弊社HP <https://panasonic.co.jp/pisj/company/company02.html>)

はじめに

わたしたちを取り巻くリスク

+ 法・制度改正、景気、環境、カントリー...

№	被保険者	事故年月	支払保険金額	事故形態	事故内容
1	70代男性	2017.4	360万円	入院 先進医療	前立腺がんのため腫瘍治療を受けた。 ※前立腺がんに対する腫瘍治療は、2018年4月より保険保障の対象となる。
2	60代女性	2017.6	298万円	入院 先進医療	脳腫瘍のため脳脊髄液下下平介手術を受けた。
3	70代女性	2018.3	106万円	先進医療	白内障で多焦点眼内レンズを用いた手術を受けた。 ※水晶体再手術
4	70代男性	2017.5	78万円	入院 手術	大腸がんのため手術を受けた。
5	70代男性	2017.4	62万円	入院 手術	腎がん・食道がんのため手術を受けた。

№	被保険者	事故年月	支払保険金額	事故形態	事故内容
1	60代女性	2015.3	7,162万円	対人	信号待ちの交差点での右折。19時の事故で横断歩道を左から歩いていた歩行者が見えず衝突。歩行者はネットに乗り上げフェルトが50cm程顔面にぶつかった様子。高次脳機能障害、後遺障害、肩関節障害が認められた。
2	70代女性	2015.7	6,444万円	対人	信号待ちの交差点での右折。対向直進して来た歩行者と衝突。衝突後、歩行者が歩道に倒れ、歩行者は10m程走り去った。後遺障害5級前後。
3	60代女性	2008.11	5,026万円	入替	歩行者道での右折直進を歩道中に、後方から追突される。要介護5に該当。
4	80代男性	2018.3	2,335万円	対人	1:本人3:横路・道端7:自動車対自動車4:PISJ側面衝突-接触対人。過失割合100
5	70代男性	2017.11	1,409万円	対人	1:本人3:横路・道端7:自動車対自動車4:PISJ側面衝突-接触対人。過失割合100

けが・病気

№	被保険者	事故年月	支払保険金額	事故形態	事故内容
1	80代女性	2018.1	620万円	後遺障害	配偶者が転倒、腰骨打撲。その後介護
2	70代女性	2018.7	530万円	死亡	配偶者が横断歩道を歩行中に道端
3	60代男性	2018.9	440万円	死亡	本人が歩道を歩いているときに
4	70代男性	2018.8	370万円	死亡	本人が工事現場で2階から落下
5	80代男性	2017.11	350万円	後遺障害	本人が歩行中に自転車で接触



くるま（自動車・バイク）



写真：鹿児島県HPより引用 <http://kouhou.bousai.pref.kag.jp/kyousei/200900000228/sinyo/charu.pdf>

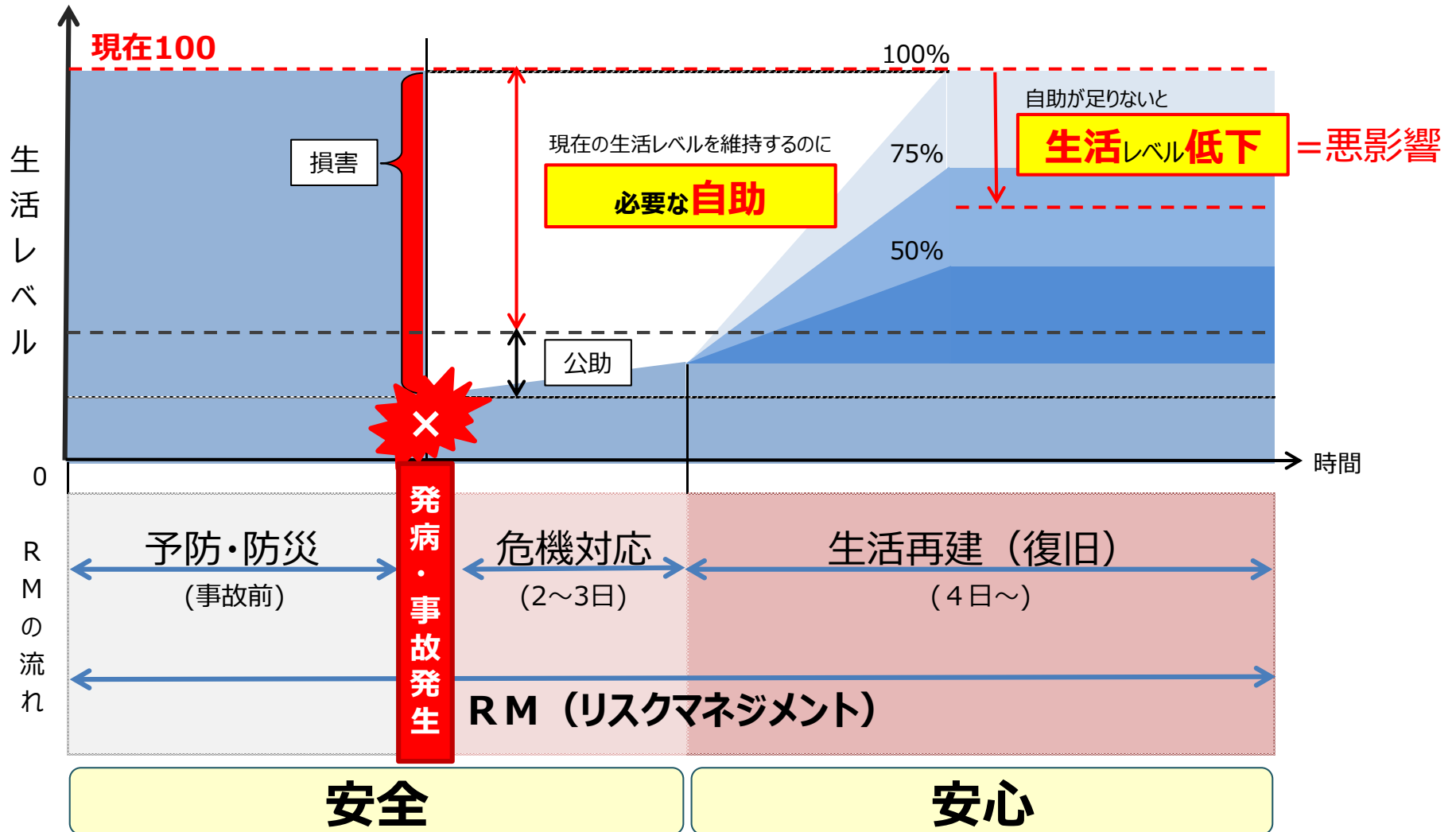
賠償責任

№	被保険者	事故年月	支払保険金額	事故形態	事故内容
1	80代男性	2017.5	730万円	火災	薪火が留守の間に燃えつき、薪いしが転倒し入。
2	80代男性	2015.11	538万円	火災	薪火が薪置き場の屋根のバーン目下で燃えた。
3	80代男性	2017.9	498万円	火災	薪火が半乾薪に燃えつき、薪置き場より入り込んだ。
4	80代女性	2016.1	424万円	自転車	自転車と相手の車を衝突させた。
5	20代男性	2016.11	338万円	自転車	自転車と歩行者と衝突させた。

№	被保険者	支払保険金額	事故形態	事故内容
1	80代男性	2,385万円	水災	(西日本豪雨) 自宅が浸水。建物、家財の一部が水没。
2	80代男性	2,361万円	水災	(西日本豪雨) 自宅が浸水。建物、家財の一部が水没。
3	80代男性	1,351万円	風災	(2018年台風21号) フラット屋根が50メートル先まで飛んで行った。二階と一階の天井が部分的に落ちてきている。
4	70代男性	625万円	地震	(大阪北部地震) 建物半壊・家財半壊
5	80代男性	585万円	地震	(大阪北部地震) 建物半壊・家財一部壊

すまい（建物・家財）

RM (リスクマネジメント) 病気・事故等が及ぼす悪影響の削減



(1) 制度について

◆ 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方が加入する独立した公的医療保険制度

<イメージ図>

75歳

被用者保険制度／特例退職被保険者制度／高齢受給者制度

パナソニック健康保険組合

被用者保険制度／特例退職被保険者制度／高齢受給者制度

その他

国民健康保険

後期高齢者医療制度

運営は各都道府県後期高齢者医療広域連合、窓口業務はお住まいの各市担当窓口が実施

※具体的なお問い合わせ先は、P. 39に掲載しております。ご参照ください。

参照：兵庫県後期高齢者医療広域連合HPより

◆ 後期高齢者医療制度とは

◆ 対象者

75歳以上の方（お誕生日から適用となります）

(補足)

- 後期高齢者医療制度は、**個人単位**の制度です。
⇒被扶養者という概念はありません。ご家族は、その方自身が対象となる以外は、制度の対象外となるため注意が必要です。
- 65歳以上74歳以下で一定以上の障害があると認定を受け、後期高齢者医療制度を選択された方も対象者となる場合があります。

参照：兵庫県後期高齢者医療広域連合HPより

◆ 制度移行手続

<代表的なパターン>

① 本人がパナソニック健保の被保険者で、配偶者がその被扶養者の場合

本人（被保険者）

配偶者（被扶養者）

加入

後期高齢者医療制度 75歳以上

加入

国民健康保険等 75歳未満

② 夫婦で国民健康保険に加入していた場合

本人

配偶者

本人が
75歳
到達

加入

後期高齢者医療制度 75歳以上

継続

国民健康保険など 75歳未満

③ 夫婦で親族（例えば子どもさん）の職場の健康保険の被扶養者の場合

本人（被扶養者）

配偶者（被扶養者）

加入

後期高齢者医療制度 75歳以上

継続

職場の健康保険（被扶養者）

75歳未満

いずれも75歳未満

◆ 制度移行手続 <ご本人がパナソニック健保の場合>

(前頁補足)

【ご本人 (OB 会員) 様】 **加入手続きの必要はありません**

- ※ 75 歳到達の前日に、パナソニック健保の被保険者資格を喪失します。
- ※ 75 歳到達日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- ※ 75 歳のお誕生日までに、お住まいの市区町村より「被保険者証」が送付されます。

【**被扶養者様(75歳未満**のとき)】 **新たに国民健康保険等へ加入手続きが必要**

※ **手続は資格喪失後 14 日以内**に行ってください。

(手続が、期日を過ぎると保険が適用されないケースがあります。)

- ※ 75 歳未満の被扶養者様は、ご本人 (OB 会員) 様が、パナソニック健保の被保険者資格を喪失すると同時にパナソニック健保の「被扶養者としての資格」を喪失することとなります。その場合、国民健康保険等へ「被保険者」としての加入手続きが必要です。

◆ 気になる点 「パナソニック健保 ⇒ 後期高齢者医療制度」の場合

【気になる点Ⅰ】 保険料負担は今より増える？減る？

【気になる点Ⅱ】 給付内容はどうなる？

【気になる点Ⅲ】 自己負担はどうなる？

(2) 保険料について

<気になる点 I > 保険料は今より増える？減る？

(答え) 保険料は、年金等の収入、世帯構成等により**変動**

【ご参考：年間保険料イメージ】

【算出条件】

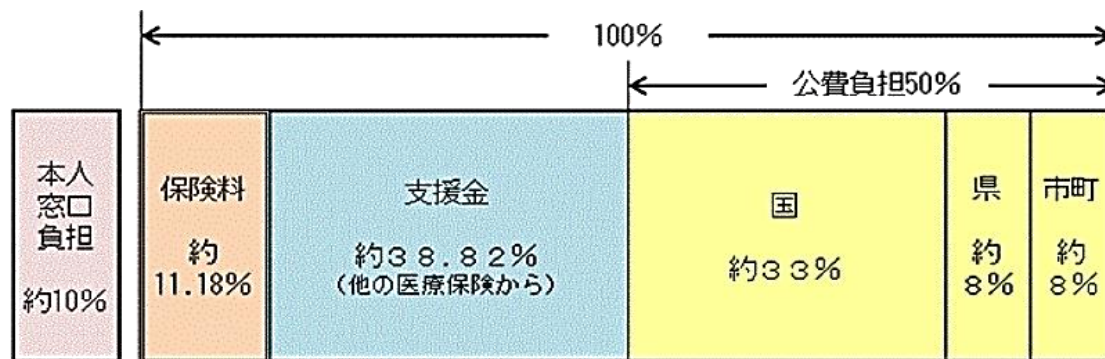
●兵庫県神戸市在住 ●ご本人、もしくはご夫婦がそれぞれの健康保険制度に加入 ●収入・所得状況はP.18の表の通り ●数値には介護保険料を含みません。



出典：パナソニック健康保険HP他より弊社にて作成

(補足)

- ※ 保険料は、後期高齢者一人ひとりが納めます。
- ※ 保険料は、公的年金から天引き（「特別徴収」といいます）されます*。口座振替のご選択も可能です。
* 年額 18 万以上の年金を受給されている方の場合。ただし、保険料が年金額の 1 / 2 を超える方を除きます。
- ※ 保険料の額は、所得に応じて負担する「所得割」と被保険者が均等に負担する「均等割」の合計額となります。
(上限 62 万)
- ※ 具体的な保険料は広域連合ごとに決められています。詳細は、下記の兵庫県後期高齢者医療広域連合 H P *
をご確認ください。 ● <http://www.kouiki-hyogo.jp/2-3-4premium.html>



後期高齢者医療にかかる医療費と保険料の関係

参照：滋賀県後期高齢者医療広域連合 H P より

(2) 保険料について

お一人お一人の保険料は

■現在位置： [トップページ](#) > 後期高齢者医療制度 > 保険料

保険料

具体的な保険料のケース(事例)(平成31年度)

- 単身世帯で基礎年金受給者(老齢基礎年金受給年額 78万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額	備考
年額	9,771円	なし	9,771円	均等割額 8割軽減
月額			814円	

- 単身世帯で厚生年金受給者(老齢基礎年金及び厚生年金受給年額 120万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額	備考
年額	7,828円	なし	7,828円	均等割額 8.5割軽減
月額			611円	

- 単身世帯で厚生年金受給者(老齢基礎年金及び厚生年金受給年額 188万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額	備考
年額	24,427円	35,595円	60,022円	均等割額 5割軽減
月額			5,002円	

- 単身世帯で厚生年金受給者(老齢基礎年金及び厚生年金受給年額 300万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額	備考
年額	48,855円	149,499円	198,354円	軽減なし
月額			16,530円	

- 基礎年金受給者で自営業の子(世帯主)と同居している方(国保に加入していた方)

(子 事業所得年額300万円、被保険者 老齢基礎年金受給年額 78万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額	備考
年額	48,855円	0円	48,855円	軽減なし
月額			4,071円	

出典：兵庫県後期高齢者医療広域連合HP
<http://www.kouiki-hyogo.jp/index.html>

■現在位置： [トップページ](#) > 広域連合情報 > 事務局のご案内

事務局のご案内

名称	兵庫県後期高齢者医療広域連合	
所在地	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号	
お問い合わせ (コールセンター)	代表	078-326-2612
	資格・保険料に関すること	078-326-2021
	給付に関すること	078-326-2023
	コールセンター電話受付時間：平日 午前9時～午後5時	
担当	資格担当	078-326-2646
	保険料担当	078-326-2673
	給付担当	078-326-2648
FAX	078-326-2744	
アクセス	JR「三ノ宮」阪急・阪神・地下鉄山手線「三宮」下車、徒歩5分 センタープラザ12階	



(3) - 1 給付内容について

◆ 病気やケガをしたときの被保険者本人への給付内容 (パナソニック健保の場合)

(法定給付)

保険外併用療養費
評価療養
患者申出療養
選定療養

高額療養費
高額介護合算療養費

療養の給付
療養費
訪問看護療養費

入院時食事療養費
入院時生活療養費

(付加給付)

独自付加給付

独自付加給付

(補足)

基礎的部分 = 療養の給付と同じ
(保険適用 / 入院基本料等)
上乗せ部分 = 全額自己負担
(保険適用外 / 先進医療等)

- ① 自己負担割合等に応じ負担
- ② 独自付加給付により最大約25,000円 / 月の負担

1食あたり460円を負担
* 1日3食までは超過分が給付される

◆ <気になる点Ⅱ> (制度が変わると) 給付内容はどうなる？

「パナソニック健保 ⇒ 後期高齢者医療制度」の場合

(答え) パナソニック健保・**独自付加給付***がなくなります。

* パナソニック健保では、医療費が高額でも**最終負担額は約25,000円** (1人、1ヶ月、1医療機関、通院・入院ごと) になるよう独自の付加給付が行われています。(自動給付。原則、**受診月の3ヶ月後**に給付。)

(法定給付)	(付加給付)	(補足)
保険外併用療養費 評価療養 患者申出療養 選定療養		基礎的部分 = 療養の給付と同じ (保険適用 / 入院基本料等) 上乗せ部分 = 全額自己負担 (保険適用外 / 先進医療等)
高額療養費 高額介護合算療養費	独自付加給付	①自己負担割合等に応じ負担 ②独自付加給付により最大約25,000円 / 月の負担
療養の給付 療養費 訪問看護療養費	独自付加給付	
入院時食事療養費 入院時生活療養費		1食あたり460円を負担 * 1日3食までは超過分が給付される

出典：パナソニック健康保険組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合HP資料より弊社で作成

◆ <補足> 健康診断、人間ドック等はどうなる？

「パナソニック健保 ⇒ 後期高齢者医療制度」の場合

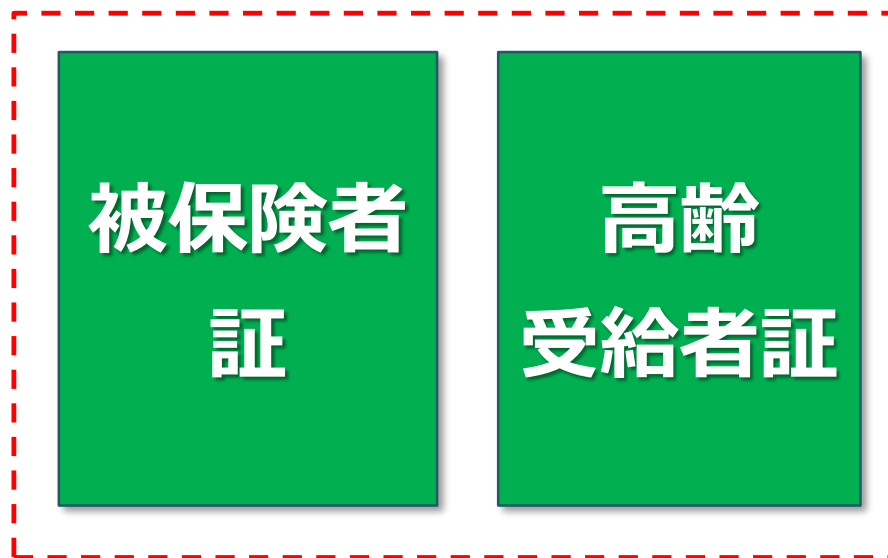
健康診断、人間ドック等については下記のとおりです。お住まいの市町ごとにも差異があるため詳細は、居住地の市町へお問い合わせください。（お問い合わせ先はP. 33をご参照ください。）

項目	パナソニック健保	後期高齢者医療	備考
健康診断	有・無料	有・無料	
人間ドック	43,960円まで補助*	無**	* 超過分は自己負担 * * 加西市では人間ドックの費用助成制度有
歯科健診	無	76歳・無料	

出典：パナソニック健康保険組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合、同県内各市HP資料より弊社で作成

(3) - 2 自己負担（割合）について

74歳まで



※パナソニック健保の場合は一体型

75歳から

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限	令和00年00月00日	
交付年月日	令和00年00月00日	
被保険者番号	00000000	
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	兵庫 太郎	男
生年月日	昭和00年00月00日	
資格取得年月日	令和00年00月00日	
発効期日	令和00年00月00日	
一部負担金の割合	△ 割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 2 8 0 0 0 0	兵庫県後期高齢者医療広域連合 印

(被保険者証サンプル)

出典：兵庫県後期高齢者医療広域連合HPより

<気になる点Ⅲ> 自己負担割合はどうか？

『収入』、『市民税課税所得』とは？

項目	符号	本人			配偶者			世帯計
		公的年金	その他の年金	合計	公的年金	その他の年金	合計	
		①	②	③=①+②	④	⑤	⑥=④+⑤	⑦=③+⑥
収入	a	370	67	437	78	67	145	582
公的年金控除等	b	130	36		78	36	114	
所得	c=a-b	240	31	271	0	31	31	
所得控除	d	126		126				
住民税課税所得	e=c-d	114	31	145	0	31	31	

a：前年1/1～12/31に得た年金収入

●公的年金とは：国民年金、厚生年金のほか、確定給付企業年金など ●その他の年金とは：生命保険契約や生命共済契約に基づく年金など

b：公的年金に掛かる雑所得・公的年金控除速算表（65歳以上の場合）

（公的年金等収入金額） （雑所得の額） （控除額）

120万円以下 ⇒ 所得0 ⇒ -

120万円超330万円未満 ⇒ 収入金額 - 120万円 ⇒ 120万円

330万円以上410万円未満 ⇒ 収入金額×0.75 - 37.5万円 ⇒ 収入金額×0.25 + 37.5万円

410万円以上770万円未満 ⇒ 収入金額×0.85 - 78.5万円 ⇒ 収入金額×0.15 + 78.5万円

d：上図では便宜上、126万円（内訳は以下の通り）とし、他の控除を考慮しないものとする。

●基礎控除：（一律）38万円 ●配偶者控除：（配偶者70歳以上）48万円 ●社会保険料控除：35万円 ●保険料控除：5万円

b'：その他年金にかかる収入・控除額について

保険会社等、金融機関より送付される通知書等で

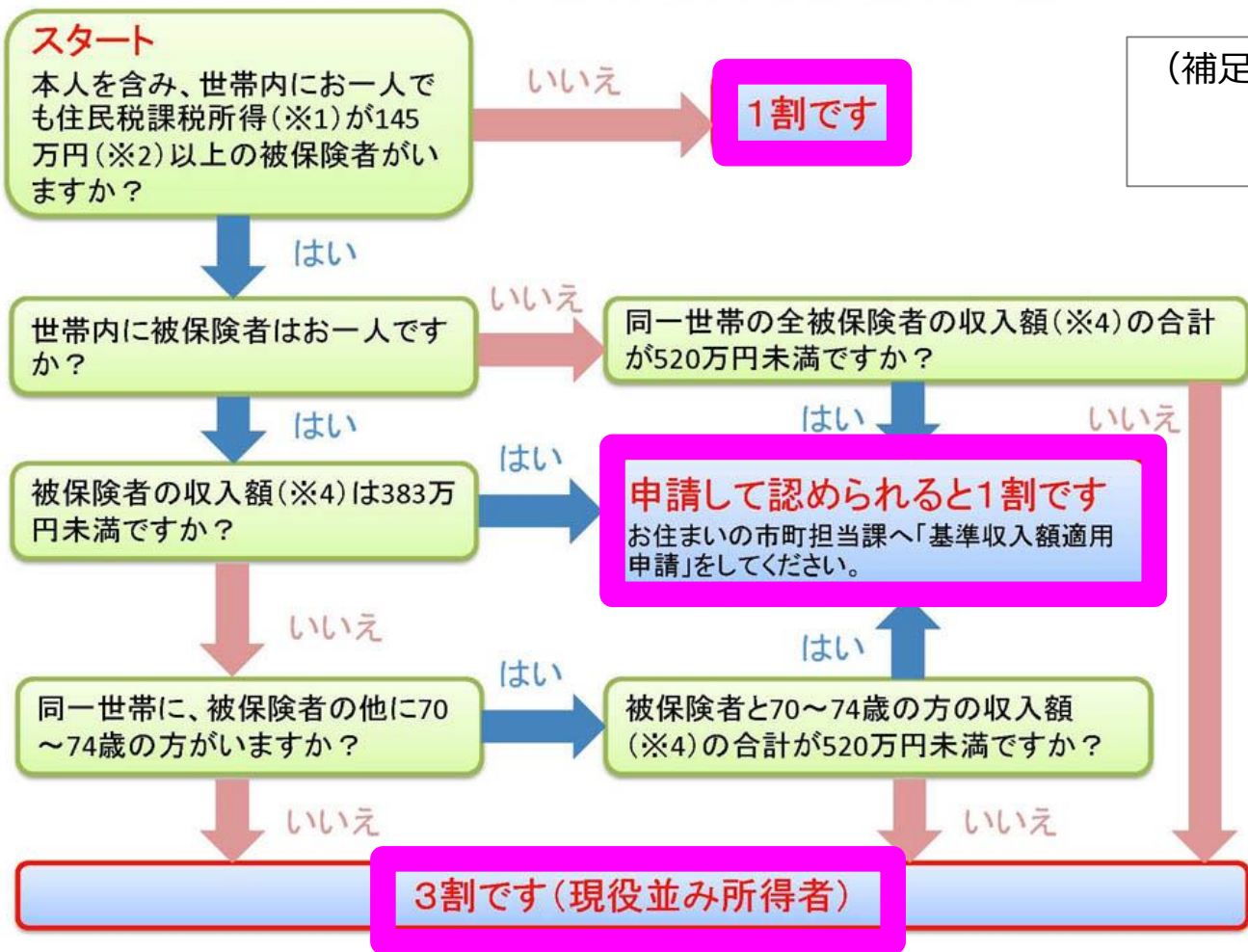
ご確認ください。（P.26ご参照）

上図では便宜上、収入67万円、経費36万円として
おります。実際の数値は、お1人お1人で異なります。

出典：国税庁HPを参照し弊社で作成

<気になる点Ⅲ> 自己負担割合はどうか？

下の図中の「被保険者」は、後期高齢者医療制度に加入している方を指します。



(補足) 一部負担金の割合は、毎年8月1日に、当該年度の住民税課税所得額に基づき判定されています。

(答え) 自己負担割合は、収入、住民税課税所得等により**変わります。**

「※」の説明は次ページに記載しております。

出典：兵庫県及び滋賀県後期高齢者医療広域連合HPより

(前ページ注釈)


- ※ 1 「住民税課税所得」（「課税標準」と呼ばれることもあります。）とは、お住まいの市町で賦課されている住民税の算出基礎となる所得を指しています。毎年 6 月頃に市区町村から送付される納税通知書で確認いただけます。
- 所得金額から、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの所得控除を差し引いた後の金額となります。
 - 総合課税所得のほか、分離課税所得も含まれます。
- ※ 2 前年の 1 2 月 3 1 日時点で世帯主であった方については、一定額を控除した金額で判定いたします。
- ※ 3 世帯内に、昭和 2 0 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者がおられ、かつ、その方を含む同一世帯の全被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が 2 1 0 万円以下であるとき、自己負担割合は「1割」です。ここでの「総所得金額等」については、「住民税課税所得」とは異なりますのでご注意ください。
- ※ 4 収入額とは、前年中に得られた、必要経費および各種控除額を引く前の金額をいいます。
- 注) なお、住民税課税所得額についての詳細は、お住まいの市町の後期高齢者医療担当課または住民税担当課にお問い合わせください。

出典：兵庫県及び滋賀県後期高齢者医療広域連合 H P より

<ご参考> 公的年金等の源泉徴収票

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所 (フリガナ)			生年月日	年金の種別
	氏名				(4)
(3) 区分		支払金額		源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号適用分		(1) 円		(2) 円	
所得税法第203条の3第2号適用分				円	
所得税法第203条の3第3号適用分		*****0 円		*****0 円	
所得税法第203条の3第4号適用分				円	
本人		源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人
(5)		(6)		人 (7) 人	
				(8) 人 (9) 人 (10) 人	
				(11) 円	
源泉控除対象配偶者	(フリガナ)	氏名	区分	(摘要)	
控除対象扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分	(12)	
	(フリガナ)	氏名	区分		
16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分		
	(フリガナ)	氏名	区分		

支払者 法人番号 6000012070001
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 

【メモ】
 毎年1月下旬に出状されて
 います。

源泉徴収
 雑所得金額×5.105%が
 源泉徴収されます。
 ※5.105%のうち、0.105%
 は復興所得税

出典：日本年金機構HP

<ご参考> その他年金による収入額等の確認 ~支払通知~

<給付金お支払手続完了のご案内>

ご契約いただいております年金払積立傷害保険の給付金お支払いの手続きが完了しましたのでご案内申し上げます。

なお、口座内容の不備等により、下記送金予定日に送金されない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

今回お支払額	
基本給付金	
増額給付金額 <+>	
加算給付金額 <+>	
控除保険料 <->	
源泉徴収額 <->	
給付金お受取り年数 (年 回)	年間
今回のお支払回数	年度日 (日)
送金予定日	
振込先	
証券番号	
給付金受取人	
被保険者	

個人番号保護のため口座番号の一部を非表示しております

<お客さまへ>重要な事項ですので必ずお読みください。

【給付処理について】

① 基本給付金額	
② 増額給付金額	
③ 加算給付金額	
④ 必要経費	
⑤ 雑所得課税対象額 (①+②+③-④)	
⑥ 源泉徴収額	

上記はお受取り1回分についての金額となります。お受取りが年2、4、6回の場合は、都度ご案内をお送りしますので、合算してご利用ください。

1. 雑所得 (課税対象年額の計算方法<確定型・定額払の場合>)

お受取りいただいた給付金のうち、上記⑤の金額が雑所得として、他の所得と合算のうえ、課税対象となります。

雑所得金額 = (基本・増額・加算給付金年額)

- (基本・増額給付金年額) × 必要経費率 (*) (雑所得が控除対象所得に上らない)

(*) 必要経費率 = 払込保険料総額 ÷ (基本・増額給付金の総額) (控除対象所得に上らない)

※給付金支払開始日以降に、給付金を受け取る権利にかかる相続・譲渡が発生した契約 (以下、「相続等発生契約」といいます。) については、上記と異なりますので所轄の税務署にお問い合わせください。

2. 源泉徴収

⑤の源泉徴収額 (注1) は、⑤の金額が25万円以上となる場合に、所得税法に基づき、その金額の10% (注2) を源泉徴収 (注3) するものです。

(注1) 源泉徴収額計算時の必要経費には加算給付金年額相当を含みます。

(注2) 平成25年1月から25年間は復興特別所得税が加算されます。

(注3) 相続等発生契約については、源泉徴収されません。

3. 支払調書

所得税法等の定めにより、基本・増額・加算給付金年額の合計金額が20万円を超える場合は、当社から所轄税務署長あてに支払調書を提出します。

※相続等発生契約については、給付金額にかかわらず、全件提出いたします。

税務申告の資料は、お支払日の属する年の翌年1月末までに送付します。

また、支払調書作成のため、当社からマイナンバーのご申告依頼する場合があります。マイナンバーのご申告依頼は、別途、郵送でご案内いたします。

※このご案内は税務申告の際の資料となりますので大切に保管してください。

発行者：三井住友海上火災保険株式会社

【メモ】

その他年金の課税対象額、必要経費

保険会社等金融機関から送付される支払通知等で確認出来ます。

通常、支払毎に契約者へ向け出状されています。

源泉徴収

年金受取、かつ、雑所得金額が25万円以上となる場合、その金額×10.21%が源泉徴収されます。

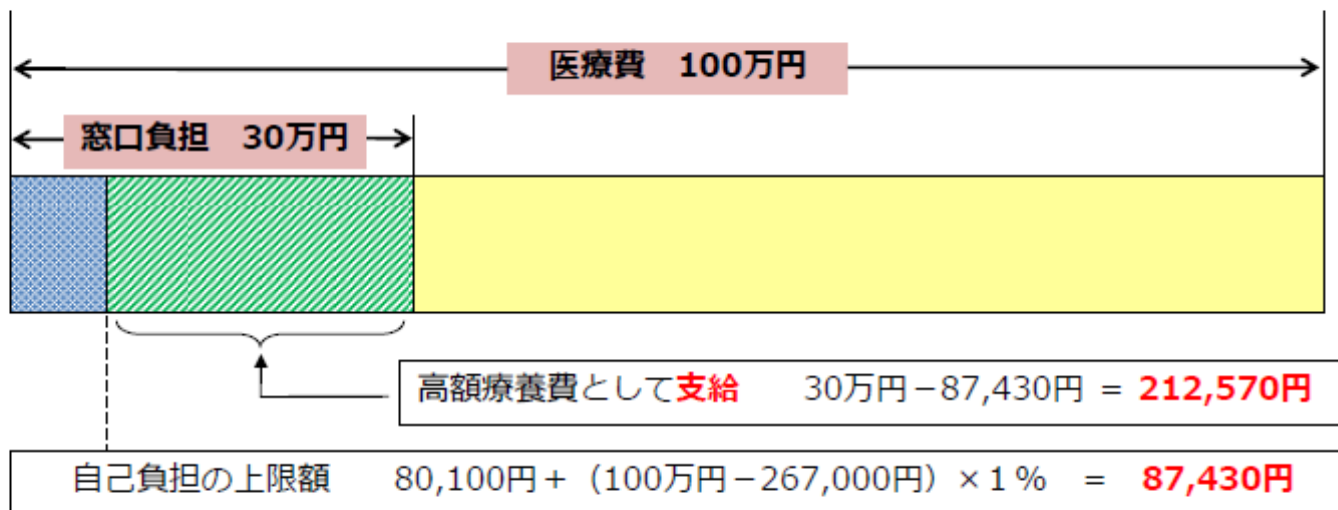
※10.21%のうち、0.21%は復興所得税

＜ご参考＞ 高額療養費の自己負担上限額

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

＜例＞ 70歳以上・年収約370万円～770万円の場合（3割負担）
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



➡ 212,570円を高額療養費として支給し、**実際の自己負担額は87,430円**となります。

<ご参考> 高額療養費の自己負担上限額

<70歳以上の方の上限額>

適用区分	適用区分		外来の上限額 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	多数回*該当 の場合の 上限額
	課税所得	年収にすると			
現役並み	690万円以上	約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円
	380万円以上690万円未満	約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円
	145万円以上 380万円未満	約370万円～約770万円	80,100円 +(医療費-267,000)×1%		44,400円
一般	145万円未満	約156万円～約370万円	18,000円 (年144,000円)	57,600円	44,400円
非課税等 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯			24,600円	-
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		8,000円	15,000円	-

注) 1つの医療機関での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。

この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

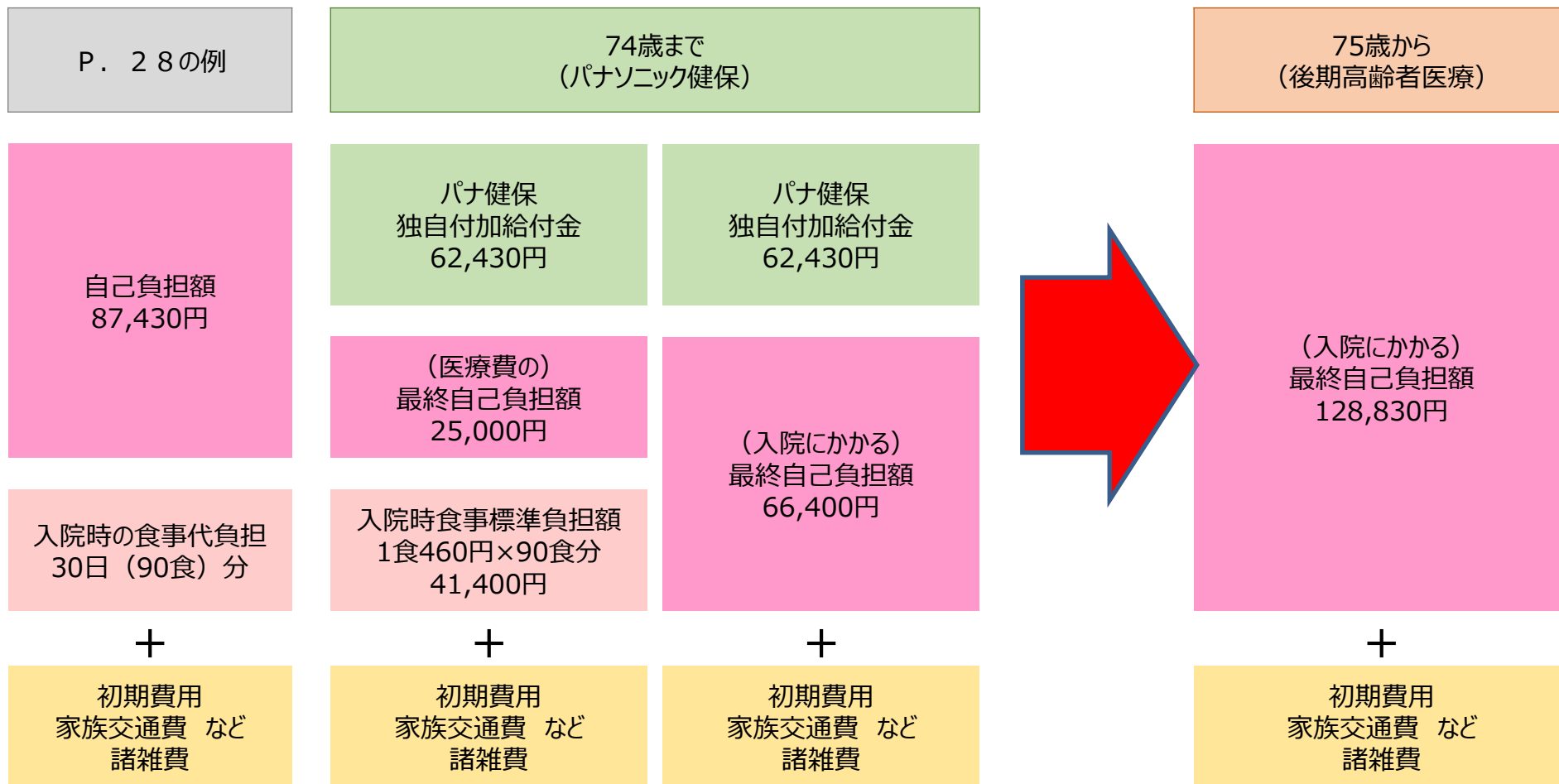
* 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。なお、住民税非課税の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

<高額療養費及びパナソニック健保・独自付加給付 (一部負担還元金) の計算例>

■ P. 28の例の場合

出典：パナソニック健康保険組合HPの資料に基づき当社で作成

(70歳以上・年収約370万円～約770万円 (3割負担) で30日間 (食事90食) 入院の場合)



<知っているると便利・「世帯合算」>

<75歳以上 (一般区分) / AさんとBさんが同じ世帯にいる場合>

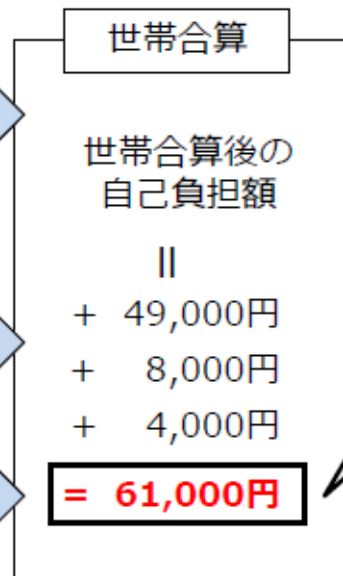
被保険者 A

甲病院 (入院)
自己負担額 49,000円
(医療費: 490,000円)

被保険者 B

乙病院 (外来)
自己負担額 8,000円
(医療費: 80,000円)

丙薬局
自己負担額 4,000円
(医療費: 40,000円)



57,600円を超
える3,400円が
高額療養費の
支給額となる

おひとり1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方 (同じ医療保険に加入している方に限ります。) の受診について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます。

その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

<知っているると便利 「**限度額適用**」>

☆ **医療費の窓口負担を減らしたいときの手続**

(適用区分・現役並み・年収約370万円～約1,160万円の方が対象)

高額療養費の還付は、診療月の3ヶ月後が原則。
自己負担割合分のお支払とはいえ、手術をしたとき、入院が長くなったときなどの金額は馬鹿になりません。
お財布から出て行くお金はなるべく抑えたいものです。

<手続方法>

- ①市町村担当窓口で「**限度額適用認定証**」の交付申請
- ②「**限度額適用認定証**」を受取
- ③入院や外来診療時、保険証とともに「**限度額適用認定証**」を医療機関に提出

<効果>

医療費の**窓口負担**を**自己負担上限額**にとどめられる。
(入院のほか、外来診療についても利用可能)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 8月 1日
被保険者番号	01234567
被 保 険 者	住 所 大津市京町四丁目3番28号
	氏 名 広城 太郎 男
	生年月日 昭和 6年 4月 1日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	区分II
長期入院 該当年月日	平成30年 8月 1日 保険者印 <input type="checkbox"/>
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39252010 滋賀県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

(限度額適用認定証/上記は滋賀県の例)

出典：滋賀県後期高齢者医療広域連合HPより

(4) 結論 何に備えれば良い？

◆ 気になる点 (まとめ)

【気になる点Ⅰ】 保険料負担は今より増える？減る？？

(答え) 保険料は、年金等収入、世帯構成等により 変わります。

【気になる点Ⅱ】 給付内容はどうなる？？

(答え) パナソニック健保・独自付加給付がなくなります。

【気になる点Ⅲ】 自己負担はどうなる？？

(答え) 自己負担割合は、収入、住民税課税所得で 変わります。

◆ パナソニック健保加入者の75歳未満の被扶養者

(備え) **国保等**への**加入**が必要です。ご注意ください。(P. 11ご参照)

加入手続きは、資格喪失から14日以内に行うことが重要です。

(補足)

ご本人がパナソニック健保から後期高齢者医療に移行すると同時に、被扶養者の方もその被扶養者の資格を喪失します。(= **健康保険の無い状態**)

◆ 高額な療養（大きな手術、長期入院等）に備える

移行に伴い、パナソニック健保の高額療養に対する**独自付加給付がなくなります。**

(P. 19ご参照)

(備え) **大きな手術、長期入院**等に備える

たとえば、

- (1) **入院日数が平均で3～4ヶ月**にもおよぶ**脳血管疾患**（脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞等）への保障を充実させましょう！
- (2) **高額な手術・治療費、薬剤費**が想定される**ガンや心疾患**への保障を充実させましょう！

(注意) ご自身分だけでなく、被扶養者（特に配偶者）の方の備えもお忘れなく！

出典：パナソニック健康保険組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合HPより当社で作成

ご参考

兵庫県後期高齢者医療広域連合

広域連合とは
 >>> 広域連合の概要
 >>> 規約

後期高齢者医療制度
 >>> 制度の概要
 >>> 運営の仕組み
 >>> 被保険者
 >>> 被保険者証
 >>> 受けられる給付
 >>> 一部負担金の割合
 >>> 保険料
 >>> 健康診査事業
 >>> 関係法令リンク集

広域連合議会
 >>> 広域連合議会の概要
 >>> 会議日程
 >>> 会議結果
 >>> 議員名簿

例規集
 >>> 例規集

広域連合情報
 >>> 事務局のご案内
 >>> 公告物
 >>> パブリックコメント
 >>> 資料
 >>> 関連団体リンク

市町専用ページ

文字のサイズを **大きく** **小さく** **戻す**

Google WWWを検索 サイ内を検索

■現在位置：トップページ

後期高齢者医療制度のご案内

平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が始まりました。この制度は、兵庫県内のすべての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

お知らせ

- 公費型プロポーザルの選考結果について(2020年6月10日) **new!**
- 新型コロナウイルス感染症にかかる医療手当金について (2020年4月30日)
- 重複・期間戻診者抽出等業務委託について(公費型プロポーザル)(2020年4月16日)
- 保険料軽減料例の見直しに関するリリース印刷業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年3月18日)
- 高額介護合算療養費に関する支給決定通知書等印刷及び封入封緘業務について(制限付一般競争入札)(2020年3月14日)
- 後期高齢者医療制度ミニマムレット印刷業務について(制限付一般競争入札)(2020年3月11日)
- 療養費支給申請書検索システムに係るデータ作成業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月29日)
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合後援・資格保険料事務補助業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月29日)
- 「医療費のお知らせ(再発行依頼書)」について(2020年2月10日)
- 初回は療養費支給決定通知書等印刷及び封入封緘業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 療養費及び高額療養費にかかる支給申請書内窓口扶養義務について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合給付事務補助業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 介護費支給等に関する療養費支給申請書の点検業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 療養費支給申請書検索システムに係るデータ作成業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 基礎収入超過用申請料関係書類作成業務及び印刷業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 被保険者証等印刷・封入封緘業務委託について(制限付一般競争入札)(2020年2月7日)
- 令和元年度第2回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会の開催について (2020年1月20日)
- 令和2年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合定例会の開催予定について (2021年1月20日)
- 第3次広域計画改定案に対するパブリックコメント実施結果について (2020年1月7日)
- 第8次広域計画改定案に対するパブリックコメント実施について(21年1月12日)
- 医療費のお知らせについて(2019年11月19日)
- 今後の「医療費のお知らせ」の発表時期と記載内容の変更について(2019年10月1日)

HP：兵庫県後期高齢者医療広域連合

<http://www.kouiki-hyogo.jp/index.html>

出典：兵庫県後期高齢者医療広域連合HPより

名称		電話番号／メールアドレス	所在地
(兵庫県後期高齢者医療広域連合)			
連合	(代表)	078-326-2612	神戸市中央区三宮町1-9-1-1201
		—	センタープラザ12階
(市担当窓口) * 居住地の窓口を使う * * <u>国民健康保険・国民年金と同じ窓口</u>			
明石市	市民生活局 長寿医療課 後期高齢者保険係	078-918-5165	明石市中崎1丁目5-1
		(リンク) https://www.city.akashi.lg.jp/cgi-bin/simple_faq/form.cgi	市役所本庁舎2階
加古川市	国民健康保険課 後期高齢医療係	079-427-9388	加古川市加古川町北在家2000
		(リンク) https://www.smilemail-kakogawa.jp/form/index.php?section_cd=1022	市役所新館1階
姫路市	市民局 市民生活部 後期高齢者医療保険課	079-221-2315	姫路市安田4丁目1
		(リンク) https://www.city.himeji.lg.jp/module/shareform.php?so_cd=4-2-17-0-0	本庁舎1階
加西市	健康福祉部 国保医療課	0790-42-8721	加西市北条町横尾1000
		mail : kokuho@city.kasai.lg.jp	本庁舎1階
相生市	市民課 国保年金係	0791-23-7154	相生市旭1丁目1-3
		(リンク) https://www.city.aioi.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=8&check	1号館（本庁）1階

(注) 上記以外の市町村にお住まいの方は、恐れ入りますが、居住地の市役所等へお問い合わせください。 出典：兵庫県後期高齢者医療広域連合、各市町村HPより

(1) 三大疾病ってご存知ですか？

Q. “保険会社”が言う『**三大疾病**』って①～③のどれだと思いますか？

- ① 悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中 (総患者数269.8万人)
- ② 悪性新生物・心疾患・脳血管疾患 (総患者数453.4万人)
- ③ 悪性新生物 (上皮内ガンを除く)・急性心筋梗塞・脳卒中

【参考資料】心疾患の患者数

心疾患 (172.9万人)

狭心症 (58万人)

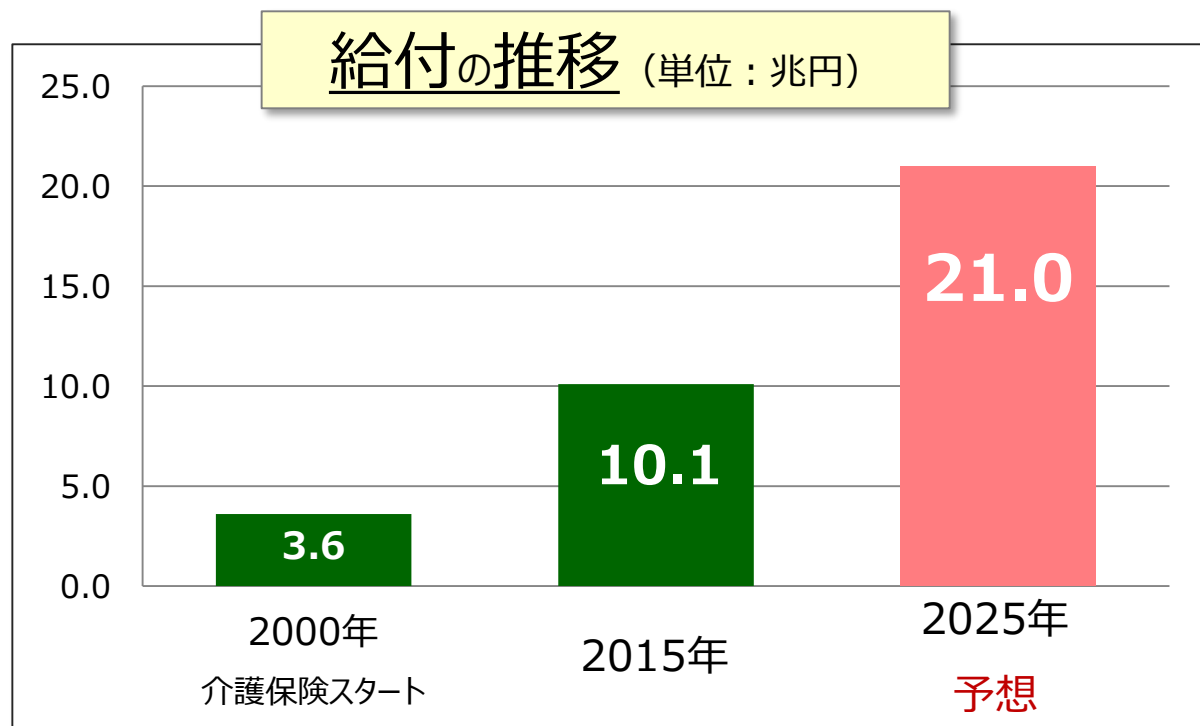
**急性心筋梗塞
(3万人)**

出典：厚生労働省「平成26年人口動態統計」、保険会社HP掲載資料より当社で作成

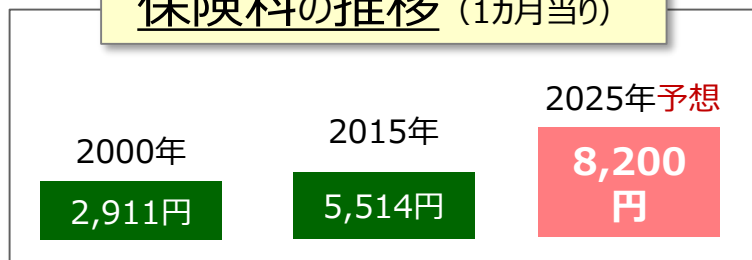
(2) 『介護保障』は どうなる??

公的介護の動向

【出典】厚生労働省：「公的介護保険制度の現状と今後の役割」より当社で作成



保険料の推移 (1カ月当り)



自己負担割合の改定



パナソニック保険サービス 国内拠点一覧

私たち、パナソニック保険サービスは、全国に営業所を設置し、O Bの皆さまのお近くで安心・安全をサポートさせていただきます。

自動車保険、団体傷害保険だけでなく火災保険、生命保険、疾病入院保険、（民間）介護保険についてのお申込・お問い合わせ、リスクマネジメント、ファイナンシャルプランニングについてのご相談、お問い合わせは、最寄の各営業所までお気軽にお電話ください。

《取扱代理店》 パナソニック保険サービス株式会社

本社：〒540-6202 大阪市中央区城見2丁目1番61号
ツイン21 OBPパナソニックタワー2階

札幌：	TEL 011-836-2321 FAX 011-836-2322	名古屋：	TEL 052-951-6231 FAX 052-961-6980	岡山：	TEL 086-297-6320 FAX 086-297-7776
仙台：	TEL 022-711-3581 FAX 022-265-8640	春日井：	TEL 0568-81-6215 FAX 0568-84-6418	洲本：	TEL 0799-23-3914 FAX 0799-23-3983
東京：	TEL 03-3436-3160 FAX 03-3434-0240	津：	TEL 059-229-8705 FAX 059-229-8707	福岡：	TEL 092-474-4800 FAX 092-474-4837
横浜：	TEL 045-938-2045 FAX 045-938-2097	大阪：	TEL 06-6937-7866 FAX 06-6949-5237		
群馬：	TEL 0276-63-2266 FAX 0276-63-6439	草津： (滋賀)	TEL 077-566-4485 FAX 077-566-4271		



もっと安心、ずっと安心。

**みなさまの安心づくりのパートナー。
パナソニック保険サービス株式会社**